



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	建 築 課
◎ 告 示	
○長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱の一部改正	福 祉 保 健 課
・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水 産 経 営 課
・保安林の指定の解除の予定	林 政 課
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・道路の供用開始（2件）	//
◎ 公 告	
・奈良尾漁港における漁港施設等活用事業の実施者の公募	漁 港 漁 場 課
・県営土地改良事業計画の決定（3件）	農 村 整 備 課
・換地処分	//
・落札者等	教 育 環 境 整 備 課
◎ 教育委員会規則	
○長崎県銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則の一部改正	学 芸 文 化 課

## 規 則

長崎県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月27日

長崎県知事 大石 賢吾

### 長崎県規則第2号

長崎県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長崎県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年長崎県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
長崎県マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則 (趣旨) 第1条 この規則は、 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> （平成14年法律第78号。以下「法」という。）、 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令</u> （平成14年政	長崎県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則 (趣旨) 第1条 この規則は、 <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> （平成14年法律第78号。以下「法」という。）、 <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令</u> （平成14年

令第367号)及びマンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則(平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(マンションの除却等の必要性に係る認定の申請書に添付する書類)

第2条 省令第76条の25第1項第3号に規定する知事が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 耐震診断の結果を知事が適切であると認めた者が証する書類の写し

(2)~(5) 略

2 省令第76条の25第2項第3号に規定する知事が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 省令第76条の25第2項第2号の書類に係る調査を行った者が、除却等の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示(令和3年国土交通省告示第1522号)第2から第5までにおいて当該調査を行うこととされている者であることを証する書類の写し

(3) 略

3 法第163条の56第2項第1号に該当するものとして同項の認定を受けようとするマンションについて同条第1項の認定の申請をしようとする者は、省令第76条の25第1項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる構造計算書を添えることを要しない。

(容積率等の特例に係る許可の申請書に添付する図書又は書面)

第3条 省令第76条の30第1項に規定する知事が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1)~(8) 略

政令第367号)及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則(平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(マンションの除却の必要性に係る認定の申請書に添付する書類)

第2条 省令第49条第1項第3号に規定する知事が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 耐震診断の結果を知事が適切であると認めた者が証する書類

(2)~(5) 略

2 省令第49条第2項第3号に規定する知事が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 省令第49条第2項第2号の書類に係る調査を行った者が、除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示(令和3年国土交通省告示第1522号)第2から第5までにおいて当該調査を行うこととされている者であることを証する書類の写し

(3) 略

3 法第102条第2項第1号に該当するものとして同項の認定を受けようとするマンションについて同条第1項の認定の申請をしようとする者は、省令第49条第1項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる構造計算書を添えることを要しない。

(容積率の特例に係る許可の申請書に添付する図書又は書面)

第3条 省令第52条第1項に規定する知事が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1)~(8) 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第106号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第460号の9)の一部を次のように改正し、令和7年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和8年2月27日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
別表(第2条関係) 福祉保健課関係					別表(第2条関係) 福祉保健課関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容 対象経費等	補助率 又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容 対象経費等	補助率 又は額	補助対象者
1~6 略					1~6 略				
7	長崎県総合福祉センター外	民間社会福祉活動の拠点施設である	長崎県総合福祉センターの補修に当たり借り入れた借入金の償	当該年度における元利償還	社会福祉法人長崎県社会福祉協議会				

7～13 略

壁補修 資金借 入金償 還金補 助金	長崎県総 合福祉セ ンターの 管理費の 助成を行 うことに より、地 域におけ る社会福 祉の推進 を図る。	還に要する経費	金の2 分の1 に相当 する金 額
--------------------------------	--	---------	-------------------------------

8～14 略

15	第60回 九州地 方更生 保護女 性大会 事業費 補助金	更生保護 女性会員 の資質の 向上を図 ることに より、地 域での犯 罪予防活 動、子育 て支援、 青少年の 健全育成 活動等及 び更生保 護活動の 充実に資 する。	第60回九州地方 更生保護女性大 会の開催に要す る経費	予算の 範囲内 で知事 が定め る額	長崎県更 生保護女 性連盟
----	--	---	---------------------------------------	--------------------------------	---------------------

地域保健推進課関係

	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～3 略					
4	結核予 防費補 助金	学校又は 施設の長 が行う結 核に係る 定期の健 康診断に 要する費 用の一部 を補助す ることに より、結 核予防事 業の振興 を図る。	学校又は施設の 長が行う結核に 係る定期の健康 診断に要する経 費	3分の 2	学 校 又 は 施 設 (国、都 道府県又 は市町村 の設置す る学校又 は施設を 除く。) の設置者
5	長崎県 感染症 指定医 療機関 施設・ 設備整 備費補	第1種感 染症指定 医療機関 及び第2 種感染症 指定医療 機関にお	次に掲げる事業 に要する経費。 ただし、補助対 象経費の基準 は、知事が別に 定める。 (1) 施設整備事	予算の 範囲内 で知事 が別に 定める 基準に よる。	第1種感 染症指定 医療機関 及び第2 種感染症 指定医療 機関

地域保健推進課関係

	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～3 略					

	助金	ける感染症患者受け入れのための施設及び設備を整備をすることにより、地域住民に対する感染症の予防及びまん延の防止に資するとともに、公衆衛生の向上に寄与する。	業 第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関の新築及び増改築 (2) 設備整備事業 業 第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関の医療機器の購入		
6	長崎県 感染症指定医療機関運営費補助金	第1種感染症指定医療機関並びに第2種感染症指定医療機関の運営の安定を確保をすることにより、地域住民に対する感染症の予防及びまん延の防止に資するとともに、公衆衛生の向上に寄与する。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 第1種感染症指定医療機関運営事業 第1種感染症指定医療機関の運営に要する経費 (2) 第2種感染症指定医療機関運営事業 第2種感染症指定医療機関の運営に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関
7	長崎県 予防接種事故対策費県費補助金	補助対象者が行う健康被害調査を実施することにより、健康被害の予防に寄与する。	補助対象者が行う健康被害に関する調査に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	4分の3	市町
8	長崎県	新たな感	次に掲げる設備	予算の	医療機関

	感染症 外来協 力医療 機関設 備整備 事業費 補助金	染症に備 え、感染 拡大の防 止及び患 者に対す る適切な 医療提供 体制を確 保し、感 染症に迅 速かつ適 切に対応 すること を図る。	の整備に要する 経費 (1) H E P A フィルター付 空気清浄機 (陰圧対応可 能なものに限 る) (2) H E P A フィルター付 パーティショ ン (3) 個人防護具 (4) 簡易ベッド	範囲内 で知事 が別に 定める 基準に よる。	及び診療 所
9	長崎県 PCR 等検査 無料化 事業補 助金	ワクチ ン・検査 パッケージ 制度等 の利用の ために必 要な検査 及び感染 拡大の傾 向が認め られる場 合に知事 の要請に 応じて住 民が受け る検査に 要する経 費を支援 すること により、 感染症対 策と日常 生活の両 立を図 る。	次に掲げる事業 に要する経費。 ただし、補助対 象経費の基準 は、知事が別に 定める。 (1) 検査費用支 援事業 (2) 検査体制整 備支援事業	10分の 10以内	知事が適 当と認め る者

医療政策課関係

補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
------------	-----------	-------------------	------------	------------

1～4 略

医療政策課関係

	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1	長崎県 無医地 区等健 康管理 事業交 通費等 補助金	無医地区 等住民の 健康診断 を受け る機会 の確保 を図 る。	無医地区の住民 の健康診断に当 たり定期船の運 賃の補助を行う 場合の当該補助 又は船舶借り上 げに要する経費	2分の 1以内	市町
2～5 略					
6	長崎県 地域医 療の充 実のた	通信技術 を応用し た遠隔医 療を実施	遠隔医療の実施 に必要なコン ピューター、付 属機器等の購入	2分の 1以内	病院の開 設者

5及び6 略

めの遠隔医療設備整備事業費補助金	することにより、医療の地域格差の解消、医療の質及び信頼性の確保を図る。	に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。		
------------------	-------------------------------------	---------------------------------	--	--

7及び8 略

9 長崎県がん診療施設整備事業補助金	がん診療施設の整備を促進することにより、がん診療に係る医療提供体制の充実を図る。	がんの診療に必要な施設及び設備の整備に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	施設整備事業は0.33以内とし、設備整備事業は3分の1以内とする。	別に定める病院の開設者
10 長崎県医学的リハビリテーション施設整備事業補助金	公的病院が行う医学的リハビリテーションに係る医療提供体制の充実を図る。	医学的リハビリテーション施設として必要な施設及び設備の整備に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	施設整備事業は0.33以内とし、設備整備事業は3分の1以内とする。	別に定める病院の開設者

7 略

11 略

12 長崎県感染症指定医療機関施設・設備整備費補助金	第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関における感染症患者受け入れのための施設及び設備を整備をすることにより、地域住民に対する感染症の予防及びまん延の防止	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 施設整備事業 第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関の新築及び増改築 (2) 設備整備事業 第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関の医療機	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関
----------------------------	---	--	-----------------------	----------------------------

		に資するとともに、公衆衛生の向上に寄与する。	器の購入		
13	長崎県感染症指定医療機関運営費補助金	第1種感染症指定医療機関並びに第2種感染症指定医療機関の運営の安定を確保をすることにより、地域住民に対する感染症の予防及びまん延の防止に資するとともに、公衆衛生の向上に寄与する。	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 第1種感染症指定医療機関運営事業第1種感染症指定医療機関の運営に要する経費 (2) 第2種感染症指定医療機関運営事業第2種感染症指定医療機関の運営に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関
14	長崎県予防接種事故対策費県費補助金	補助対象者が行う健康被害調査を実施することにより、健康被害の予防に寄与する。	補助対象者が行う健康被害に関する調査に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	4分の3	市町
8～11 略					
15～18 略					
19	長崎県新型インフルエンザ等患者入院医療機関設備整備事業費補助金	新型インフルエンザ等発生時に、必要な医療資器材についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図る。	次に掲げる設備整備に要する経費 (1) 人工呼吸器及び付帯する備品 (2) 個人防護具 (3) 簡易陰圧装置等 (4) 簡易ベッド (5) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 (6) 簡易病室及	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	知事が別に定める医療機関

12及び13 略

20及び21 略

び付帯する備  
品

22	長崎県 地域医療再生 臨時特例基金 事業補助金	長崎県地 域医療再生 計画に基づく事 業に助成 を行い、 医療機能 の強化、 安定した 医療提供 体制の構 築を図 る。	(1) 有川医療セ ンター整備 事業のリハビ リ、透析関連 施設の整備に 要する経費 (2) 奈良尾病院 整備事業の診 療所移転新築 に要する経費 (3) しまの医療 スタッフネッ トワーク事業 の実施に要す る経費 (4) 医療研修環 境整備事業に 要する経費 (5) へき地病院 再生研修セン ターの整備に 要する経費 (6) 医療情報救 急システム構 築事業に要す る経費 (7) 佐世保市立 総合病院救命 救急センター 整備事業に要 する経費 (8) 循環器救急 医療体制整備 に要する経費 (9) 救急画像伝 送システム整 備事業に要す る経費 (10) 回復期リハ ビリ機能整備 事業に要する 経費 (11) 医療連携体 制整備検討事 業に要する経 費 (12) 救急医療体 制整備検討事 業に要する経 費 (13) 地域医療支	予算の 範囲内 で知事 が別に 定める 額	(1) 長崎 県病院 企業団 (2) 長崎 県病院 企業団 (3) 長崎 県病院 企業団 (4) 長崎 大学病 院 (5) 平戸 市 (6) 知事 が適当 と認め る者 (7) 佐世 保市 (8) 知事 が適当 と認め る者 (9) 知事 が適当 と認め る者 (10) 知事 が適当 と認め る者 (11) 知事 が適当 と認め る者 (12) 知事 が適当 と認め る者 (13) 知事 が適当 と認め る者 (14) 国立 病院機 構長崎 医療セ ンター (15) 知事 が適当
----	----------------------------------	---	--	--------------------------------------	--

				援センター運営事業に要する経費	と認める者
				(14) ドクターヘリ施設・設備整備事業に要する経費	(16) 市町 (17) 知事が が適 当 と認 め る 者
				(15) 災害医療・外傷センター構築事業に要する経費	(18) 知事 が適 当 と認 め る 者
				(16) がん検診等受診率向上対策事業に要する経費	(19) 知事 が適 当 と認 め る 者
				(17) がん検診精度管理医師研修事業に要する経費	(20) 知事 が適 当 と認 め る 者
				(18) 医療教育開発センター構築事業に要する経費	(21) 長崎 県病 院 企 業 団
				(19) 県南地域医療連携強化事業に要する経費	(22) 知事 が適 当 と認 め る 者
				(20) 地域連携・在宅医療推進事業に要する経費	(23) 知事 が適 当 と認 め る 者
				(21) 上対馬病院整備事業に要する経費	(24) 知事 が適 当 と認 め る 者
				(22) 佐世保地域救急医療体制整備事業に要する経費	(25) 知事 が適 当 と認 め る 者
				(23) 県北地域医療機関救急医療体制整備事業に要する経費	(26) 知事 が適 当 と認 め る 者
				(24) 看護師等キャリア開発システム構築事業に要する経費	(27) 公益 社 団 法 人 地 域 医 療 振 興 協 会
				(25) がん放射線治療、がん診療離島中核病院等設備整備事業に要する経費	(28) 財団 法 人 長 崎 県 健 康 事 業 団
				(26) 住民参加型	(29) 知事 が適 当 と認 め

				地域医療向上事業に要する経費	る者
				(27) デリバリーヘリ整備事業に要する経費	(30) 知事が適当と認める者
				(28) がん検診車等整備事業に要する経費	(31) 知事が適当と認める者
				(29) がん検診促進、医療情報共有化事業に要する経費	(32) 長崎県病院企業団
				(30) あじさいネット拡充事業に要する経費	(33) 長崎大学病院
				(31) 糖尿病等地域連携システム構築事業に要する経費	(34) 知事が適当と認める者
				(32) 対馬いづはら、中対馬病院再編・整備事業に要する経費	(35) 壱岐市
				(33) 大学病院救命救急センターヘリポート整備事業に要する経費	(36) 知事が適当と認める者
				(34) 女性医師のための保育サポートシステムの構築事業に要する経費	(37) 知事が適当と認める者
				(35) 壱岐市民病院地域医療研修機能向上施設整備事業に要する経費	(38) 知事が適当と認める者
				(36) 長崎県北地域医療教育コンソーシアム事業に要する経費	(39) 知事が適当と認める者
				(37) しまの病院ワーキングマサポート事業に要する経費	(40) 知事が適当と認める者
				(38) 在宅医療支援検査データ共有システムに要する経費	(41) 知事が適当と認める者
					(42) 長崎川棚医療センター
					(43) 知事が適当と認める者
					(44) 知事が適当

			<p>(39) 在宅医療専門診療サポートシステムに要する経費</p> <p>(40) 在宅医療推進団体支援事業に要する経費</p> <p>(41) 長崎県在宅医療連携拠点事業に要する経費</p> <p>(42) ヘリポート設置整備事業に要する経費</p> <p>(43) 災害時支援事業に要する経費</p> <p>(44) 医療教育開発センター構築事業（震災影響対策）に要する経費</p> <p>(45) 奈留医療センター施設改修事業に要する経費</p> <p>(46) 対馬いづはら、中対馬病院再編・整備事業（震災影響対策）に要する経費</p> <p>(47) 小児の休日診療事業に要する経費</p> <p>(48) アイランドナースネットワーク事業に要する経費</p> <p>(49) 在宅療養体制推進事業に要する経費</p>		<p>と認める者</p> <p>(45) 長崎県病院企業団</p> <p>(46) 長崎県病院企業団</p> <p>(47) 知事が適当と認める者</p> <p>(48) 長崎県病院企業団</p> <p>(49) 知事が適当と認める者</p>
<p>14～19 略</p>	<p>23～28 略</p>				
	<p>29</p>	<p>長崎県新たな感染症に備え、感染拡大の防止及び患者に対する適切な医療提供体制を確保し、感</p>	<p>次に掲げる設備の整備に要する経費</p> <p>(1) H E P A フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）</p> <p>(2) H E P A</p>	<p>予算の範囲内で知事が別に定める基準による。</p>	<p>医療機関及び診療所</p>

20～25 略

26及び27 略

28及び29 略

		染症に迅速かつ適切に対応することを図る。	フィルター付パーティション (3) 個人防護具 (4) 簡易ベッド		
30～35 略					
36	長崎県 新型コロナウイルス感染症検査実施機関設備整備事業費補助金	新型コロナウイルス感染症に、検査体制の不足が生じ迅速な検査が提供できなくなることに、必要な資器材について整備し検査体制の強化を図る。	次に掲げる資器材の整備に要する経費 (1) 次世代シークエンサー (2) リアルタイムPCR装置（全自動PCR検査装置を含む。） (3) 等温遺伝子増幅装置 (4) 全自動化学発光酵素免疫測定装置 (5) 検診車両（撮影機器を含む。）	予算の範囲内で知事が定める額	新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関等
37及び38 略					
39	感染症対策医療提供体制強化事業費補助金	がん治療を安定的に提供できる体制を確保する。	長崎医療センターの遠隔操作密封小線源治療装置（RALIS）の導入に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	国立病院機構長崎医療センター
40及び41 略					
42	長崎県PCR等検査無料化事業補助金	ワクチン・検査パッケージ制度等の利用のために必要な検査及び感染拡大の傾向が認められる場合に知事の要請に応じて住民が受ける検査に要する経費を支援することにより、	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 検査費用支援事業 (2) 検査体制整備支援事業	10分の10以内	知事が適当と認める者

30 略

31～39 略

医療人材対策室関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県へき地医療対策費補助金	へき地医療の拠点となる病院及び診療所の運営の安定を確保することにより、無医地区等における住民の医療の確保を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) へき地医療拠点病院運営事業 無医地区等への巡回診療、へき地診療所等への医師の派遣等の医療活動その他へき地医療拠点病院の運営に要する経費 (2) へき地診療所運営事業 へき地診療所における医療活動その他へき地診療所の運営に要する経費	略	

2～6 略

感染症対策と日常生活の両立を図る。

43 略

44	長崎県がん検診受診率向上対策事業費補助金	がん検診受診率の向上を目的とする。	がん検診受診率向上対策事業に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める額	公益財団法人長崎県健康事業団
----	----------------------	-------------------	---------------------	------------------	----------------

45～53 略

医療人材対策室関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県へき地医療対策費補助金	へき地医療の拠点となる病院及び診療所の運営の安定を確保することにより、無医地区等における住民の医療の確保を図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) へき地医療拠点病院運営事業無医地区等への巡回診療、へき地診療所等への医師の派遣等の医療活動その他へき地医療拠点病院の運営に要する経費 (2) へき地診療所運営事業へき地診療所における医療活動その他へき地診療所の運営に要する経費	略	

2～6 略

7	長崎県事業協力病院運営費補助金	へき地診療所等へ医師を派遣することにより、離島、へき地等における医療の確保を図る。	へき地診療所等の医師を継続的に派遣している別に定める事業協力病院の当該医師派遣に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	病院の開設者
8	長崎県産科医等確保	分娩を取り扱う産科及び産	分娩手当等に対する助成に要する経費	3分の1	市町及び分娩を取り扱う施

		支援事業補助金 婦人科の医師並びに助産師の処遇改善を図る。			設の開設者
7 略	9	長崎県救急勤務医支援事業補助金 休日及び夜間において救急医療に従事する医師の処遇の改善を図る。	救急勤務医手当等に対する助成に要する経費	3分の1	市町及び救急病院の開設者
8 略	10 略 11	長崎県女性医師等就労環境整備事業補助金 医療機関における仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行い、女性医師等の復職支援及び離職防止を図る。	職場環境の整備に要する経費	2分の1。ただし、100万円を限度とする。	病院の開設者
	12	長崎県専門医認定支援事業補助金 新たな専門医の仕組みが円滑に構築されるよう、研修を行う医療機関に対する専門医の養成プログラムの作成の支援を行うことにより、専門医の質の一層の向上及び医療提供体制の改善を図る。	新たな専門医の仕組みにおける専門医の養成プログラムの認定基準を踏まえた、地域医療に配慮した次の掲げるいずれかの専門医の養成プログラムの作成に要する経費 (1) 総合診療専門医の養成プログラム (2) 初期診療が地域で幅広く求められる領域で都市部と地域を循環させる内容の養成プログラム	2分の1以内	医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院若しくは診療所又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者
	13 略	14	長崎県実践的 遺体を使用した手	実践的手術手技向上研修実施機	予算の範囲内 実践的手術手技向

9及び10 略	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="831 163 954 477">手術手技向上 研修実施 施設関係 設備整備 補助金</td> <td data-bbox="954 163 1074 477">術手技向上のため の研修を 支援し、 医療技術 及び医療 安全の向 上を図 る。</td> <td data-bbox="1074 163 1259 477">関として必要な 医療機器等の購 入費</td> <td data-bbox="1259 163 1350 477">で知事 が別に 定める 基準に よる。</td> <td data-bbox="1350 163 1461 477">上研修実 施機関</td> </tr> </table>	手術手技向上 研修実施 施設関係 設備整備 補助金	術手技向上のため の研修を 支援し、 医療技術 及び医療 安全の向 上を図 る。	関として必要な 医療機器等の購 入費	で知事 が別に 定める 基準に よる。	上研修実 施機関										
手術手技向上 研修実施 施設関係 設備整備 補助金	術手技向上のため の研修を 支援し、 医療技術 及び医療 安全の向 上を図 る。	関として必要な 医療機器等の購 入費	で知事 が別に 定める 基準に よる。	上研修実 施機関												
11 略	<table border="1"> <tr> <td colspan="5" data-bbox="831 477 1461 517">15及び16 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 517 954 763">17 勤務医の労働時間短縮体制整備事業補助金</td> <td data-bbox="954 517 1074 763">地域医療を確保しつつ、勤務医の労働環境の改善を図る。</td> <td data-bbox="1074 517 1259 763">勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する事業の実施に要する経費</td> <td data-bbox="1259 517 1350 763">予算の範囲内で知事が別に定める基準による。</td> <td data-bbox="1350 517 1461 763">別に定める医療機関</td> </tr> </table>	15及び16 略					17 勤務医の労働時間短縮体制整備事業補助金	地域医療を確保しつつ、勤務医の労働環境の改善を図る。	勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する事業の実施に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	別に定める医療機関					
15及び16 略																
17 勤務医の労働時間短縮体制整備事業補助金	地域医療を確保しつつ、勤務医の労働環境の改善を図る。	勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する事業の実施に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	別に定める医療機関												
12及び13 略	<table border="1"> <tr> <td colspan="5" data-bbox="831 763 1461 804">18 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 804 954 1189">19 長崎県看護職員等処遇改善事業補助金</td> <td data-bbox="954 804 1074 1189">地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関において働く看護職員等の処遇改善を図る。</td> <td data-bbox="1074 804 1259 1189">看護職員等の処遇改善を行うために必要な経費等</td> <td data-bbox="1259 804 1350 1189">予算の範囲内で知事が別に定める基準による。</td> <td data-bbox="1350 804 1461 1189">別に定める医療機関</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1189 954 1917">20 長崎県遠隔専門診療支援推進事業補助金</td> <td data-bbox="954 1189 1074 1917">離島・へき地において住民が住み慣れた地域で必要な医療を受ける体制を確保するため、遠隔専門診療を行うために必要なネットワーク機器等の整備を行う医療機関を支援する。</td> <td data-bbox="1074 1189 1259 1917">遠隔専門診療を行うために必要なネットワーク機器等の整備に要する経費</td> <td data-bbox="1259 1189 1350 1917">10分の10</td> <td data-bbox="1350 1189 1461 1917">離島・へき地においてネットワークを活用した専門外来を開設する医療機関及び本土において遠隔専門診療支援を行う医療機関</td> </tr> </table>	18 略					19 長崎県看護職員等処遇改善事業補助金	地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関において働く看護職員等の処遇改善を図る。	看護職員等の処遇改善を行うために必要な経費等	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	別に定める医療機関	20 長崎県遠隔専門診療支援推進事業補助金	離島・へき地において住民が住み慣れた地域で必要な医療を受ける体制を確保するため、遠隔専門診療を行うために必要なネットワーク機器等の整備を行う医療機関を支援する。	遠隔専門診療を行うために必要なネットワーク機器等の整備に要する経費	10分の10	離島・へき地においてネットワークを活用した専門外来を開設する医療機関及び本土において遠隔専門診療支援を行う医療機関
18 略																
19 長崎県看護職員等処遇改善事業補助金	地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関において働く看護職員等の処遇改善を図る。	看護職員等の処遇改善を行うために必要な経費等	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	別に定める医療機関												
20 長崎県遠隔専門診療支援推進事業補助金	離島・へき地において住民が住み慣れた地域で必要な医療を受ける体制を確保するため、遠隔専門診療を行うために必要なネットワーク機器等の整備を行う医療機関を支援する。	遠隔専門診療を行うために必要なネットワーク機器等の整備に要する経費	10分の10	離島・へき地においてネットワークを活用した専門外来を開設する医療機関及び本土において遠隔専門診療支援を行う医療機関												
薬務行政室関係	21及び22 略															
<table border="1"> <tr> <td>補助金の名称</td> <td>交付の目的</td> <td>補助事業の内容、対象経費等</td> <td>補助率又は額</td> <td>補助対象者</td> </tr> </table>	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	薬務行政室関係										
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者												
<table border="1"> <tr> <td>補助金の名称</td> <td>交付の目的</td> <td>補助事業の内容、対象経費等</td> <td>補助率又は額</td> <td>補助対象者</td> </tr> </table>	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	<table border="1"> <tr> <td>補助金の名称</td> <td>交付の目的</td> <td>補助事業の内容、対象経費等</td> <td>補助率又は額</td> <td>補助対象者</td> </tr> </table>	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者												
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者												

1及び2 略

3 略

国保・健康増進課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
--------	-------	---------------	--------	-------

1～4 略

5及び6 略

長寿社会課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
--------	-------	---------------	--------	-------

1～16 略

1及び2 略

3	長崎県 新型コロナウ イルス 感染症 対策薬 局強化 事業支 援金	発熱患者 やPCR検 査希望者 等からの 相談を受 け付ける 体制を整 備し、新 型コロナ ウイルス 感染予防 の強化を 図る。	指定薬局への支 援金の支給に要 する経費	10分の 10以内	知事が指 定する保 険薬局
---	--	--	----------------------------	--------------	---------------------

4 略

国保・健康増進課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1	長崎県 健康事 業団新 築工事 借入金 利子助 成金	県下唯一 の総合検 診機関で ある補助 対象者の 経営の安 定を図る ことによ り、県民 の健康増 進及び疾 病の早期 発見に資 する。	長崎県健康事業 団の移転新築工 事のための借入 金に対する利子 の償還に要する 経費	10分の 10以内	公益財団 法人長崎 県健康事 業団

2～5 略

6	長崎県 難病患 者就労 支援事 業費補 助金	難病患者 の一般就 労・復 職、就業 後のフォ ローアッ プなど、 難病患者 の就労支 援を行 う。	難病患者就労支 援協議会の運営 経費及び難病患 者の就労支援を 専門に行う就労 支援員の活動経 費	10分の 10以内	NPO法 人長崎県 難病連絡 協議会
---	---------------------------------------	--	---	--------------	-----------------------------

7及び8 略

長寿社会課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
--------	-------	---------------	--------	-------

1～16 略

17	長崎県 介護職 等 員処遇 改善支	介護職員 等の処遇 改善を図 る。	介護職員等の処 遇改善を行うた めに必要な経費	予算の 範囲内 で知事 が別に	民間事業 所
----	-------------------------------	----------------------------	-------------------------------	--------------------------	-----------

17～22 略					
23	長崎県 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金	介護従事者の賃上げ及び職場環境改善に要する費用を支援する。	令和7年12月から令和8年5月までの間の介護職員等の賃上げに必要な経費及び介護サービス事業所等が職場環境改善の取組を実施するために必要な経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	民間事業所

障害福祉課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～10 略				

11～14 略

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
18	介護ロボット・ICT等活用人材育成事業補助金	介護事業所等において、介護ロボット、ICT等のデジタル機器を効果的に活用できる人材の育成を図る。	介護事業所等が行う介護ロボット、ICT等のデジタル機器活用の研修の実施に要する経費	3分の2以内	社会福祉法人等
19～24 略					

障害福祉課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1～10 略					
11	長崎県精神障害者社会復帰施設運営事業補助金	精神障害者の社会復帰及び社会参加の促進を図る。	精神障害者生活訓練施設、精神障害者通所授産施設（小規模通所授産施設を除く。）その他の精神障害者社会復帰施設の運営に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	10分の10以内	市町、社会福祉法人等
12	長崎県精神科救急医療システム整備事業補助金	救急医療を必要とする精神障害者のために精神科救急医療体制の確保を図る。	精神科救急医療情報センターの運営に要する経費。ただし補助対象経費の基準は知事が別に定める。	10分の10以内	長崎県病院企業団

13～16 略

<p>15 略</p>	<p>17</p>	<p>長崎県 精神科 救急医 療セン ター運 営事業 補助金</p>	<p>重度の症 状を呈す る精神科 急性期患 者に対 し、良質 な医療を 効率的に 提供でき る第三次 救急医療 体制の 確保を図 る。</p>	<p>精神科救急医療 センターの運営 に要する経費。 ただし、補助 対象経費の基準 は、知事が別に 定める。</p>	<p>10分の 10以内</p>	<p>長崎県病 院企業団</p>
<p>16~19 略</p>	<p>18</p>	<p>精神障 害者相 談支援 事業補 助金</p>	<p>精神障害 者が同じ 障害をも つ者から の相談に 応じ、必 要な助言 及び支援 を行うこ とができ るよう相 談担当者 を育成 し、障害 者同士の 支援を推 進する。</p>	<p>相談担当者を育 成し、支援方法 を習得するた めの研修等に要 する経費</p>	<p>10分の 10以内</p>	<p>長崎県精 神障害者 団体連合 会</p>
<p>19 略</p>	<p>20</p>	<p>長崎県 福祉の 支援を 必要と する矯 正施設 等を退 所した 障害者 の地域 移行支 援事業 補助金</p>	<p>矯正施設 等を退所 した障害 者の地域 生活への 移行を促 進する。</p>	<p>矯正施設等を退 所した障害者の 地域生活への移 行の支援（保護 観察所その他関 係機関からの受 入れの依頼を受 け、その他調整 を行った場合に 限る。）に要す る経費</p>	<p>予算の 範囲内 で知事 が別に 定める 額</p>	<p>施設入所 支援事業 所、宿泊 型自立訓 練事業 所、共同 生活介護 事業所又 は共同生 活援助事 業所の運 営法人</p>
<p>21~24 略</p>	<p>25</p>	<p>精神科 医療従 事者う つ病研 修事業 費補助 金</p>	<p>病院等職 員に対し て、うつ 病に関す る研修を 実施す る。</p>	<p>うつ病に関する 研修を実施す るために必要な経 費</p>	<p>10分の 10以内</p>	<p>知事が適 当と認め る者</p>
<p>26</p>	<p>26</p>	<p>生き活 精神障害</p>	<p>精神障害</p>	<p>精神障害への理</p>	<p>10分の</p>	<p>長崎県精</p>

	き家族活動事業補助金	者の家族ひとりひの疾患や障害について <u>の理解促進、地域家族会の活性化、相談支援体制の強化を図り、精神障害者の暮らしやすい地域づくりを推進する。</u>	解促進、家族相談員の育成、家族間のサポート体制の構築に向けた研修等に要する経費	10以内	神障害者家族連合会
27	地域定着相談者育成支援事業補助金	精神障害者からの相談に応じ、必要な助言及び支援ができる精神障害者を育成することにより、精神障害者の支援体制の強化を図る。	精神障害者に対する相談担当者を育成し、支援方法を習得するための研修会開催等に必要経費	10分の10以内	長崎県精神障害者団体連合会
28	障害者地域福祉支援事業補助金	知的障害について <u>の理解促進を企業等に対して行い、知的障害者の就労促進を図る。</u>	補助対象者が企業等に対して行う知的障害についての理解促進に関する研修事業に要する経費	10分の10以内	一般社団法人長崎県手をつなぐ育成会
29～31 略					
32	障害者意思決定支援事業補助金	障害者の意思をくみ取り、障害者本人による意思決定につなげるため、適切な意	補助対象者が地域住民や福祉施設従事者等を対象として実施する、障害者の意思をくみ取り、本人の意思決定につなげるための研修事業に要	10分の10以内	一般社団法人長崎県手をつなぐ育成会

20～22 略

23 略																										
24及び25 略	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="821 409 949 450">33</td> <td data-bbox="949 409 1061 450">略</td> <td data-bbox="1061 409 1246 450"></td> <td data-bbox="1246 409 1335 450"></td> <td data-bbox="1335 409 1447 450"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="821 450 949 730">34</td> <td data-bbox="949 450 1061 730">つくも苑跡地活用支援補助金</td> <td data-bbox="1061 450 1246 730">つくも苑跡地の活用により地域の振興を図る。</td> <td data-bbox="1246 450 1335 730">つくも苑跡地を活用して行う観光公園の整備に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。</td> <td data-bbox="1335 450 1447 730">2分の1以内 佐世保市</td> </tr> </table>	33	略				34	つくも苑跡地活用支援補助金	つくも苑跡地の活用により地域の振興を図る。	つくも苑跡地を活用して行う観光公園の整備に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	2分の1以内 佐世保市															
33	略																									
34	つくも苑跡地活用支援補助金	つくも苑跡地の活用により地域の振興を図る。	つくも苑跡地を活用して行う観光公園の整備に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	2分の1以内 佐世保市																						
26 略	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="821 730 949 770">35及び36</td> <td data-bbox="949 730 1061 770">略</td> <td data-bbox="1061 730 1246 770"></td> <td data-bbox="1246 730 1335 770"></td> <td data-bbox="1335 730 1447 770"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="821 770 949 1395">37</td> <td data-bbox="949 770 1061 1395">長崎県障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）</td> <td data-bbox="1061 770 1246 1395">新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大防止に伴って生じる課題に迅速かつ適切に対応することを図る。</td> <td data-bbox="1246 770 1335 1395">次に掲げる事業に要する経費 (1) 就労系障害福祉サービスにおける在宅就労導入支援事業 (2) 就労系障害福祉サービス等の機能強化事業（生産活動活性化支援事業）</td> <td data-bbox="1335 770 1447 1395">10分の10以内 （(1)の場合は1事業所当たり250万円を限度とする。 (2)の場合は1事業所あたり50万円を限度とする。） 社会福祉法人等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="821 1395 949 1435">38</td> <td data-bbox="949 1395 1061 1435">略</td> <td data-bbox="1061 1395 1246 1435"></td> <td data-bbox="1246 1395 1335 1435"></td> <td data-bbox="1335 1395 1447 1435"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="821 1435 949 1991">39</td> <td data-bbox="949 1435 1061 1991">長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（障害分）</td> <td data-bbox="1061 1435 1246 1991">感染症対策を継続的に行いつつ、必要な障害福祉サービスを提供する体制を構築するための支援を行う。</td> <td data-bbox="1246 1435 1335 1991">次に掲げる事業に要する経費 (1) 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業 (2) 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 (3) 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業</td> <td data-bbox="1335 1435 1447 1991">10分の10以内 知事が適当と認める者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="821 1991 949 2060">40</td> <td data-bbox="949 1991 1061 2060">長崎県障害者</td> <td data-bbox="1061 1991 1246 2060">新型コロナウイルス</td> <td data-bbox="1246 1991 1335 2060">新規入所者等のPCR検査等の</td> <td data-bbox="1335 1991 1447 2060">予算の範囲内 社会福祉法人等</td> </tr> </table>	35及び36	略				37	長崎県障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）	新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大防止に伴って生じる課題に迅速かつ適切に対応することを図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 就労系障害福祉サービスにおける在宅就労導入支援事業 (2) 就労系障害福祉サービス等の機能強化事業（生産活動活性化支援事業）	10分の10以内 （(1)の場合は1事業所当たり250万円を限度とする。 (2)の場合は1事業所あたり50万円を限度とする。） 社会福祉法人等	38	略				39	長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（障害分）	感染症対策を継続的に行いつつ、必要な障害福祉サービスを提供する体制を構築するための支援を行う。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業 (2) 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 (3) 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	10分の10以内 知事が適当と認める者	40	長崎県障害者	新型コロナウイルス	新規入所者等のPCR検査等の	予算の範囲内 社会福祉法人等
35及び36	略																									
37	長崎県障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分）	新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大防止に伴って生じる課題に迅速かつ適切に対応することを図る。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 就労系障害福祉サービスにおける在宅就労導入支援事業 (2) 就労系障害福祉サービス等の機能強化事業（生産活動活性化支援事業）	10分の10以内 （(1)の場合は1事業所当たり250万円を限度とする。 (2)の場合は1事業所あたり50万円を限度とする。） 社会福祉法人等																						
38	略																									
39	長崎県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（障害分）	感染症対策を継続的に行いつつ、必要な障害福祉サービスを提供する体制を構築するための支援を行う。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業 (2) 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 (3) 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	10分の10以内 知事が適当と認める者																						
40	長崎県障害者	新型コロナウイルス	新規入所者等のPCR検査等の	予算の範囲内 社会福祉法人等																						

27 略	施設新 型コロ ナウイ ルス感 染症ス クリー ニング 事業費 補助金	ス感染症 が発生し た場合、 重症化リ スクが高 く、ま た、多人 数が入所 し、クラ スター化 するおそ れが高い 障害者支 援 施 設 等におい て、施設 内感染を 未然に防 止する。	うち、行政検査 対象外となった 検査等に要する 経費	で知事 が別に 定める 額		
28 略	41 略	42 障害分 野にお ける感 染症対 策に資 する介 護ロボ ット等 導入促 進事業 補助金	介 護 ロ ボット等 の導入に より、障 害福祉施 設等の職 員や利用 者間の接 触の機会 を 減 ら し、感染 症を防止 する。	障害福祉施設等 への介護ロボッ ト等導入に要す る経費	4分の 3以内	社会福祉 法人等
28 略	43 略	44 長崎県 障害福 祉サー ビス施 設・事 業所等 におけ る感染 防止対 策支援 事業費 補助金	障害福祉 サービス 施設、事 業所等に おける感 染防止対 策を継続 的に行う ため、衛 生用品及 び感染防 止対策に 係る備品 の購入に 必要な経 費を支援 する。	令和3年10月1 日から同年12月 31日までの衛生 用品の購入及び 感染防止対策に 係る備品の購入 に要する費用	別途定 める基 準額の 範囲内	社会福祉 法人等
	45	長崎県 生産活 動拡大	新型コロナ ウイルス 感染症	次に掲げる経費 (1) 新たな生産 活動への転換	予算の 範囲内 で知事	社会福祉 法人等

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="790 163 858 855">支援事業費補助金</td> <td data-bbox="858 163 1062 855">の影響により、生産活動が停滞している就労継続支援事業所に対し、新たな生産活動への転換、販路開拓等に必要となる経費を補助することにより、生産活動の拡大を図る。</td> <td data-bbox="1062 163 1248 855">等に要する経費 (2) 通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する経費 (3) 経営コンサルタント派遣等経営改善に要する経費 (4) 生産活動を行うために必要な感染防止対策に要する経費</td> <td data-bbox="1248 163 1460 855">が別に定める額</td> </tr> </table>	支援事業費補助金	の影響により、生産活動が停滞している就労継続支援事業所に対し、新たな生産活動への転換、販路開拓等に必要となる経費を補助することにより、生産活動の拡大を図る。	等に要する経費 (2) 通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する経費 (3) 経営コンサルタント派遣等経営改善に要する経費 (4) 生産活動を行うために必要な感染防止対策に要する経費	が別に定める額				
支援事業費補助金	の影響により、生産活動が停滞している就労継続支援事業所に対し、新たな生産活動への転換、販路開拓等に必要となる経費を補助することにより、生産活動の拡大を図る。	等に要する経費 (2) 通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する経費 (3) 経営コンサルタント派遣等経営改善に要する経費 (4) 生産活動を行うために必要な感染防止対策に要する経費	が別に定める額						
29及び30 略	<table border="1"> <tr> <td colspan="4" data-bbox="790 855 1460 896">46及び47 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 896 858 1137">48</td> <td data-bbox="858 896 1062 1137">長崎県福祉・介護職員等処遇改善臨時特例交付金</td> <td data-bbox="1062 896 1248 1137">福祉・介護職員等の処遇改善を行うために必要な経費</td> <td data-bbox="1248 896 1460 1137">予算の範囲内で知事が別に定める基準による。</td> </tr> </table>	46及び47 略				48	長崎県福祉・介護職員等処遇改善臨時特例交付金	福祉・介護職員等の処遇改善を行うために必要な経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。
46及び47 略									
48	長崎県福祉・介護職員等処遇改善臨時特例交付金	福祉・介護職員等の処遇改善を行うために必要な経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。						
31 略	<table border="1"> <tr> <td colspan="4" data-bbox="790 1137 1460 1178">49 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 1178 858 1771">50</td> <td data-bbox="858 1178 1062 1771">長崎県福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算システム改修費補助金</td> <td data-bbox="1062 1178 1248 1771">「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」創設に伴うシステム改修に要する経費</td> <td data-bbox="1248 1178 1460 1771">10分の10以内。ただし、50万円を限度とする。</td> </tr> </table>	49 略				50	長崎県福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算システム改修費補助金	「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」創設に伴うシステム改修に要する経費	10分の10以内。ただし、50万円を限度とする。
49 略									
50	長崎県福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算システム改修費補助金	「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」創設に伴うシステム改修に要する経費	10分の10以内。ただし、50万円を限度とする。						
32～41 略	<table border="1"> <tr> <td colspan="4" data-bbox="790 1771 1460 1812">51～60 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 1812 858 2060">42</td> <td data-bbox="858 1812 1062 2060">長崎県障害福祉サービス事業者等職員の処遇改善緊急支援事業費</td> <td data-bbox="1062 1812 1248 2060">令和7年12月から令和8年5月までの間の障害福祉サービス事業者等職員の処遇改善を行うために必要な経費</td> <td data-bbox="1248 1812 1460 2060">予算の範囲内で知事が別に定める基準による。</td> </tr> </table>	51～60 略				42	長崎県障害福祉サービス事業者等職員の処遇改善緊急支援事業費	令和7年12月から令和8年5月までの間の障害福祉サービス事業者等職員の処遇改善を行うために必要な経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。
51～60 略									
42	長崎県障害福祉サービス事業者等職員の処遇改善緊急支援事業費	令和7年12月から令和8年5月までの間の障害福祉サービス事業者等職員の処遇改善を行うために必要な経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。						

補助金				
-----	--	--	--	--

**長崎県告示第107号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第4項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第4項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和8年2月27日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区	漁業の区分
平戸市第2加入区	小型定置漁業（落し網を使用するものをいう。）及び大型定置漁業

**長崎県告示第108号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除しようとする旨の通知を受けた。

令和8年2月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除予定保安林の所在場所  
南島原市口之津町丁字辻2787の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び南島原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第109号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道  
路 線 名 平戸江迎線  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
佐世保市江迎町栗越113番1地先から 佐世保市江迎町栗越214番1地先まで	前	8.2～26.1	226.9	
	後	10.5～31.4	226.9	

**長崎県告示第110号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。  
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 扇山公園線	西海市大瀬戸町雪浦幸物郷117番2地先から 西海市大瀬戸町雪浦幸物郷117番5地先まで	令和8年2月27日

**長崎県告示第111号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 平戸江迎線	佐世保市江迎町栗越113番1地先から 佐世保市江迎町栗越214番1地先まで	令和8年2月27日

**公 告**

**奈良尾漁港における漁港施設等活用事業の実施者の公募（公告）**

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下「漁港法」という。）第41条第1項の規定に基づき、令和7年8月29日に漁港管理者（長崎県）が策定した奈良尾漁港における「漁港施設等活用事業の推進に関する計画」に従って事業を実施する者を公募する。

令和8年2月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 貸付対象施設

(1) 施設概要

漁港施設名	漁港環境整備 施設用地	加工場用地	野積場用地
所在地	南松浦郡新上五島町 奈良尾郷728-71	南松浦郡新上五島町 奈良尾郷985	南松浦郡新上五島町 奈良尾郷984
面積	1,040㎡	1,373㎡	2,364㎡
施設所有者	新上五島町	長崎県	長崎県
整備年度	平成7年度	昭和47年度	昭和48年度
舗装の有無	無し	無し	有り
附帯設備	水道：あり（埋設） 電気：無し（近隣の電柱より引き込み可能）	水道：あり（埋設） 電気：無し（近隣の電柱より引き込み可能）	水道：あり（埋設） 電気：無し（近隣の電柱より引き込み可能）

(2) 貸付期間

令和8年度から令和37年度までの最大30年以内とする。

2 応募資格

(1) 提出した実施計画等の内容を適正かつ確実に履行できる者で次のいずれかを満たす者に限る。

ア 公募開始前日において県内に住民票があり、居住する個人

イ 公募開始前日において県内に主たる拠点（主たる拠点とは営業所、支店を除く。）を有する法人

- ウ 公募開始前日において代表者が県内に住民票があり、居住する団体等
- (2) 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定にかかわらず、資格を有しない。
- ア 漁港法第51条の欠格事由に該当する者
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てが行われている者
- エ 長崎県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- オ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者
- キ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- 3 応募方法、提出期限
- (1) 申込書等の入手方法  
「奈良尾漁港 漁港施設等活用事業の実施計画 公募要領」及び各提出書類の様式は、長崎県水産部漁港漁場課のホームページからダウンロードすること。  
<https://www.pref.nagasaki.jp/object/kenkaranooshirase/oshirase/774242.html>
- (2) 提出期限  
令和8年4月13日（月） 17時必着
- (3) 提出先  
4に記載の場所とする。
- 4 当該公募に関する事務を担当する部局の名称等  
（住所）〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号  
（名称）長崎県 水産部 漁港漁場課 漁港計画担当  
（電話）095-895-2857  
（E-mail）s06060@pref.nagasaki.lg.jp

#### 県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）佐々2期地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年2月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）  
土地改良事業計画書 佐々2期地区
- 2 縦覧期間  
令和8年2月27日から令和8年3月19日まで
- 3 縦覧場所  
平 日：佐々町役場農林水産課  
土日祝日：佐々町役場宿直室

#### 県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）佐世保3期地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告

し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年2月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）  
土地改良事業計画書 佐世保3期地区
- 2 縦覧期間  
令和8年2月27日から令和8年3月19日まで
- 3 縦覧場所  
平 日：佐世保市役所農林水産部農林整備課  
土日祝日：佐世保市役所守衛室（北口管理人室）

#### 県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）松浦3期地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年2月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）  
土地改良事業計画書 松浦3期地区
- 2 縦覧期間  
令和8年2月27日から令和8年3月19日まで
- 3 縦覧場所  
平 日：松浦市役所農林課  
土日祝日：松浦市役所守衛室

#### 換地処分（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型）愛津原地区に係る換地処分をした。

令和8年2月27日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年2月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 購入件名及び数量

- ①長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（長崎地区）  
 予定契約電力 2,502kW、予定使用電力量 4,071,213kWh
- ②長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県北地区）  
 予定契約電力 2,930kW、予定使用電力量 4,442,001kWh
- ③長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県央地区）  
 予定契約電力 2,707kW、予定使用電力量 4,185,372kWh
- ④長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県南・五島地区）  
 予定契約電力 1,847kW、予定使用電力量 2,946,441kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
 長崎県教育庁教育環境整備課  
 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-894-3323
- 3 契約方法  
 一般競争入札
- 4 落札決定日  
 令和8年2月13日
- 5 落札者
  - ①長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（長崎地区）  
 東京都港区港南二丁目10番9号 株式会社V-Power 代表取締役 今野 宏晃
  - ②長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県北地区）  
 東京都港区港南二丁目10番9号 株式会社V-Power 代表取締役 今野 宏晃
  - ③長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県央地区）  
 東京都港区港南二丁目10番9号 株式会社V-Power 代表取締役 今野 宏晃
  - ④長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県南・五島地区）  
 東京都港区港南二丁目10番9号 株式会社V-Power 代表取締役 今野 宏晃
- 6 落札価格
  - ①長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（長崎地区）  
 77,789,585円（消費税及び地方消費税は含まない。）
  - ②長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県北地区）  
 85,806,277円（消費税及び地方消費税は含まない。）
  - ③長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県央地区）  
 82,284,081円（消費税及び地方消費税は含まない。）
  - ④長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県南・五島地区）  
 57,548,449円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 7 入札公告日  
 令和7年12月26日
- 8 落札方式  
 総額が最低価格

## 教育委員会規則

### 長崎県教育委員会規則第2号

長崎県銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則（平成12年長崎県条例第11号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(定員)	(定員)
第2条 登録審査委員は、 <u>4</u> 名以内とする。	第2条 登録審査委員は、 <u>3</u> 名以内とする。

附 則

この規則は、令和8年3月1日から施行する。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五)  
二二  
二二  
四一

印刷所  
印刷人  
長崎市榊島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト  
印  
刷  
所  
長  
崎  
市  
榊  
島  
町  
八  
番  
十  
二  
号